

各務原市重層的支援体制整備事業実施要綱

(令和7年4月1日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における重層的支援体制整備事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 重層的支援体制整備事業 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第106条の4第2項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。
- (2) 支援プラン 法第106条の4第2項第6号に規定する計画をいう。
- (3) 支援関係機関 法第4条第3項に規定する支援関係機関をいう。
- (4) 多機関協働事業 法第106条の4第2項第5号に規定する事業をいう。
- (5) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 法第106条の4第2項第4号に規定する事業をいう。
- (6) 参加支援事業 法第106条の4第2項第2号に規定する事業をいう。

(会議体の設置)

第3条 市は、本市における重層的支援体制整備事業を実施するため、各務原市重層的支援会議（以下「重層的支援会議」という。）及び各務原市支援会議（法第106条の6第1項に規定する支援会議をいう。以下「支援会議」という。）を設置する。

(組織)

第4条 重層的支援会議及び支援会議は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 各務原市社会福祉協議会の職員
- (2) 各務原市健康福祉部福祉政策課の職員
- (3) 各務原市健康福祉部生活支援課の職員
- (4) 各務原市健康福祉部社会福祉課の職員
- (5) 各務原市健康福祉部高齢介護課の職員
- (6) 各務原市健康福祉部こども政策課の職員
- (7) 各務原市健康福祉部こども家庭センターの職員
- (8) 各務原市健康福祉部健康づくり推進課の職員

(9) 各務原市教育委員会事務局学校教育課の職員

(重層的支援会議の所掌事項)

第5条 重層的支援会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 支援プランの作成及び適切性の協議に関する事項

(2) 支援プランのモニタリング及び終結時等の評価に関する事項

(3) 各務原市重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関する事項

(4) 社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討に関する事項

(5) その他重層的支援会議の設置目的を達成するために必要と認められる事項

(支援会議の所掌事項)

第6条 支援会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 支援方針の作成、実施及び評価に関する事項

(2) 支援関係機関相互間の調整及び連携に関する事項

(3) その他支援会議の設置目的を達成するために必要と認められる事項

(事務局)

第7条 重層的支援会議及び支援会議の事務局は、各務原市健康福祉部生活支援課に置く。

(会議の開催)

第8条 重層的支援会議及び支援会議の会議（以下「会議」という。）は、各務原市健康福祉部長が議事の内容に応じて構成員の全部又は一部を指名し、招集する。

2 重層的支援会議及び支援会議は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の非公開)

第9条 会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第10条 会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(支援プランの作成等)

第11条 多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び参加支援事業の実施に当たっては、原則として、支援プランを作成した上で支援を実施するものとする。

2 支援プランの作成に当たっては、重層的支援体制整備事業に係る自治体事務マ

マニュアル（令和３年３月３１日付け社援発０３３１第４号厚生労働省社会・援護局長通知別添。以下「マニュアル」という。）に規定するプランシートを用いるものとする。

- ３ 支援の終結又は支援プランの再作成を検討する際は、マニュアルに規定する評価シートを用いるものとする。

（インテーク・アセスメントシートの作成）

第１２条 多機関協働事業を実施するにあたっては、初回の相談受付時にインテーク・アセスメントシートを作成するものとする。

- ２ インテーク・アセスメントシートの作成に当たっては、マニュアルに規定するインテーク・アセスメントシートを用いるものとする。

（その他）

第１３条 この要綱に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。